

# 労働安全衛生規則の規定に基づき 濃度基準値等を定める告示案に対する意見募集



厚生労働省において、労働安全衛生規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）等を定める告示案について、2023年2月25日から同年3月26日の間で意見募集が実施されました。

## 1 制定の趣旨

2022年5月に改正された労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第577条の2第2項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下にしなければならないこととされています。

本告示は、安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準を定めるものです。

## 2 告示案の概要

- (1) 厚生労働大臣が定める物
- (2) 厚生労働大臣が定める濃度の基準
- (3) 努力義務

## 3 根拠法令

安衛則第577条の2第2項

## 4 適用期日等

告示日:2023年4月中旬(予定)

適用期日:2024年4月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2023年2月25日付 電子政府の総合窓口

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000249503>)を引用して作成

有機分析箇所 杉山みなみ

